

## なにわワインの認証基準

### 第1 適用の範囲

この基準は、大阪府産のぶどうを100%使用し、それを主原料として、大阪府内の工場  
で製造されたワインに適用する。

### 第2 定義

この基準において、なにわワインとは、酒税法（昭和28年法律第6号）に定める果実酒  
類のうち、果実酒に適合しているものをいう。

### 第3 品質及び品質表示

なにわワインの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。ただし、この基準は酒税  
の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）国産果実酒の表示に関する  
基準（昭和61年12月23日ワイン表示問題検討協議会決定）及び食品衛生法（昭和22年法  
律第233号）の適用を排除するものと解してはならない。

区 分		基 準	
品 質	性 状	色沢及び香味が良好であること。	
	原 材 料	食品添加物 以外の原材 料	酒税法に基づき、次に掲げるもの以外を使用していないこと。 1 果実（ぶどう）及び水 2 砂糖、ぶどう糖又は果糖
		食品添加物	亜硫酸塩以外の食品添加物は使用していないこととし、残存している亜 硫酸量（二酸化硫黄としての量）は350ppmを超えないものとする。
	異 物	混入していないこと。	
	内 容 量	表示容量に適合していること。	
表 示	表示事項	なにわワインの品質に関し、製造業者がなにわワインの容器又は包装に 表示すべき事項は次のとおりとする。 （1）品名（酒類の種類） （2）食品添加物名 （3）内容量 （4）アルコール分 （5）製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地	

表示	表示の方法	<p>表示事項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名(酒類の種類) 「果実酒」と記載すること。</p> <p>(2) 食品添加物名 亜硫酸塩を使用する場合は、「酸化防止剤(亜硫酸塩)」と記載すること。</p> <p>(3) 内容量 リットル又はミリリットルの単位で、単位を明記して記載すること。</p> <p>(4) アルコール分 次の例により記載すること。 アルコール分   %又は   度(未満)</p> <p>(5) 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地 製造業者の氏名又は名称及び製造所所在地を記載すること。</p> <p>2 表示事項の項に規定する事項は、容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。</p>
	製品特性の表示事項及びその表示の方法	<p>「大阪府産のぶどう100%使用」等と表示すること。</p> <p>「お酒は20歳になってから」等と未成年者の飲酒防止に関する旨を表示すること。</p>
	表示禁止事項	<p>次に掲げる事項は、これを表示していないこと。</p> <p>(1) 品評会で受賞したものであるかのように誤認させる用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語</p> <p>(2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語</p> <p>(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示</p>

#### 第4 製造施設等

製造施設、保管施設、製造機械等は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

#### 第5 製造管理等

製造に当たっては、衛生に十分注意し、食品衛生法に基づいた適正な管理を行うこと。

- 2 なにわワインの製造又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者及び食品衛生責任者が1名以上いること。

#### 第6 技術指導等

認証を受けた製造業者は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター、大阪府環境農林水産総合研究所、各保健所等が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する

る指導を積極的に受け入れるよう努めること。

## **第7 適合審査**

認証のための適合審査は、別表のとおりとし、大阪府環境農林水産部流通対策室の指示に従い審査を受けること。

### **附 則**

- 1 この基準は、平成 7 年 12 月 22 日から施行する。

### **附 則**

- 1 この基準は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

### **附 則**

- 1 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### **附 則**

- 1 この基準は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

### **附 則**

- 1 この基準は、平成 21 年 6 月 30 日から施行する。

別表（第7関係）

審査名	審査内容	適合基準	検査機関名
製造所審査	原材料調達先 加工製造状況 （施設面、製造方法） 包装・保管施設 販売先 食品衛生責任者の設置 その他 ＊審査表は別に定める。	認証基準のとおり	大阪府 環境農林水産部 流通対策室
食品添加物検査	＊審査物質は別に定める。	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産総合研究所
品質検査	色 香り 味 異物 内容量 ＊審査表は別に定める。	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産総合研究所
書類・表示審査	申請書の記載事項 添付書類 表示方法（表示事項、その他）	認証基準のとおり	大阪府 環境農林水産部 流通対策室